

請 願 文 書 表

受理番号	7-5	受理年月日	7.6.9	付託委員会	総務常任委員会
請願者の 住所及び 氏名	岡田 計男 嶋路 裕子 滝澤 松代 湯川 佳鶴子 西 和代 亀井 成美 萩尾 八重子 牛田 美穂 福富 雅哉 藤元 清 野村 巖 吉田 喜一 片岡 眞治			紹介議員	語堂 辰文 西 良倫
件 名	包括的民間委託の懸念が解消された上での契約を求める請願				
要 旨	現在、城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業（ウォーターPPPレベル3.5）についての公募が行われています。包括的民間委託には後述する請願の理由に示すとおり多くの懸念点がありますが、市はそれに対				

しての十分な説明をしておらず、市民はこの懸念を払拭することが出来ません。しかしながら市は、広報やホームページで市民への説明はした、という認識であり、先の議会で求めた市民への説明会も開こうとはしていません。このままでは懸念への不安が解消される見込みはありません。市民の不安を解消する事なく契約をすすめるのは行政として不誠実な態度です。懸念が払拭されるまで城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業についての委託契約を延期する事を求めます。

1、請願の趣旨

現在、城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業（ウォーターPPPレベル3.5）についての公募が行われています。包括的民間委託には後述する請願の理由に示すとおり多くの懸念点がありますが、市はそれに対しての十分な説明をしておらず、市民はこの懸念を払拭することが出来ません。しかしながら市は、広報やホームページで市民への説明はした、という認識であり、先の議会で求めた市民への説明会も開こうとはしていません。このままでは懸念への不安が解消される見込みはありません。市民の不安を解消する事なく契約をすすめるのは行政として不誠実な態度です。懸念が払拭されるまで城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業についての委託契約を延期する事を求めます。

2、請願の理由

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業について私たちが懸念しているのは、たとえば以下のような点です。

1. 料金が不当に決められる可能性についての懸念
2. 経済困窮者への対応への懸念
3. クオリティー（水質や安全性）が蔑ろにされることへの懸念
4. 人材、及び、知識や技術といった知的財産が流出することへの懸念
5. 市が事業者の業務をきちんとチェックできるのか？という懸念
6. 情報へのアクセスがしにくくなることへの懸念
7. 緊急対応が遅れることへの懸念
8. 災害時の対応が後手になることへの懸念
9. 自己水が優先されない可能性への懸念
10. 再委託や関連業務などで地元業者が排除される懸念
11. 今回のレベル3.5からレベル4（コンセッション）に移行する懸念

各懸念についての具体的な内容は別紙にて詳述いたします。

また、上記は私たちのグループ内で出たものだけです。広く市民に聞いた場合にはこの他にもっと多くの不安や懸念が寄せられるかもしれません。ぜひ、多くの市民の声に耳を傾けていただきたいと思います。

これらの懸念が払拭されるならば、私たち市民も包括的民間委託の受け入れを前向きに捉えることができます。しかし、払拭されないのであれば不信を抱いたままその契約企業と付き合いがなくなるとはなりません。水道が独占事業である以上、別の企業の蛇口を選ぶことはできないのです。大事な命の水ですから私たち市民が信頼できる事業となるべく取り計らって

いただけますようお願いいたします。

包括的民間委託の懸念点（詳細）

※このドキュメントでは包括的民間委託をする場合に一般的に考えられる問題点を指摘したいと思います

1. 料金が不当に決められる可能性についての懸念

民間企業は当然ながら営利が目的です。水道事業はもともと独立採算制ですが、民間企業がそこに関わる時には大きく利潤を求める（儲けようとする）事になります。

つまり、行政が水道経営をしている場合には単純に経費分を水道料金として徴収するだけで済ますこともできますが、民間に委託されればそれに企業の利益分を必ず上乗せすることになります。

それだけならばやむを得ません。それが民間企業というものですから仕方のないことです。

ですが、それだけではすまない可能性があります。

総括原価方式で利益を追求するならば、コストが安いよりも高くて経費がかかる方が料金も高く設定でき、利益も上がります。競争原理が働く自由市場ならば価格競争で料金を下げる圧力もかかりますが、水道事業を民間委託する場合は独占市場となりますからその原理は働きません。ところが、現状で城陽の水の8割を占める地下水はとても原価が安いのです。つまり、地下水では企業はあまり儲からないということになります。経営の論理からすると必然的に、コストが高くなる府営水への依存度を高める圧力がかかります。

そもそもですが、民間企業は資本家（株主）の所有物ですから、市や市民の声に応える義務はなく、株主の声に応える責務を負っています。株主は利益から出る配当を求めますので会社に対して利益が上がる経営を求めます。仮に市や市民が安全で安価な地下水を水源とすることを要望したとしても、企業がそれに応じるモチベーションはありません。

2. 経済困窮者への対応への懸念

料金が滞納されれば、水の供給を止められます。

一般的に料金を滞納してから止められるまでの期間は、電気やガスに比べて水道は長いと言われています。電気やガスがなくてもすぐに死にはしないけれど、水は命に直結するからできるだけ猶予を長くしているのだ、などと聞いたことがあります。

民間に移行した場合はどうでしょう？そういった温情的な対応は期待できるのでしょうか？

水道を民営化し料金が高騰したボリビアやフィリピンでは貧困層への給水を停止した事で社会不安が引き起こされ、死者もでました。海外の事例と日本は違うと強弁されるかもしれませんが、企業が利益優先の論理で活動しているという事実は変わりません。実際に日本でも、料金を後納したにもかかわらず給水が遅れた民間委託業者の事例が報告されており、懸念を拭う事はできません。

3. クオリティー（水質や安全性）が蔑ろにされることへの懸念

安価で水質が良い事は城陽の水の自慢でもあります。ですが上記しているように安価であれば企業の利益にはつながりません。浄水のために浄化槽を複数使い薬品を多く投入してコストをかけた方が料金設定を高くできるので、それが利益につながります。京都府のグランドビジョンで城陽の地下水を供給している浄水場の廃止がプランとして示されている事と相まって、水質や安全性が高い地下水を減らし、自身での浄水の手間をかけず薬品を多く使う府営水の割合を増やす方針に転換する懸念が残ります。

4. 人材、及び、知識や技術といった知的財産が流出することへの懸念

今回の包括的民間委託で市も職員を大幅に削減する予定である事が明らかとなりました。実務のほとんどを委託するわけですから当然の事です。実務を担う技術職員が丸ごといなくなる事になります。

ところで、人件費はコストですか？

人財という言葉があります。職員はノウハウを身につけた人財という市民の財産です。実務を担う技術職員ならばなおのこと専門知識や特別な技能を備えた、他には代え難い存在のはずです。民間委託をする事により、その財産を丸ごと失う事になります。

それは通常時はおそらく問題にはなりません。ノウハウを持った技術職員がいないという事は、例えば災害などの非常事態でのトラブル時に即応できる人がいなくなる、という事です。

また、民営化をした後に運営に問題が起こり公営に戻したパリの事例では、その理由に市が水道事業についての専門知識・分析能力やモニタリング・ノウハウといった知識や技術も失ってしまっていた事が挙げられています。単に事業を買い戻すコストがかかるだけでなく、ノウハウというソフトを取り戻すためにも多大なコストがかかったわけです。人材とともに知識や

技術といった財産を失うリスクを過小評価すべきではありません。

5. 市が事業者の業務をきちんとチェックできるのか？という懸念

包括的民間委託は性能発注です。性能発注は、最後の成果の性能の部分を指示する発注で、途中経過である手段の部分は受注者に委ねることになります。つまり、発注に適う性能が維持されるなら、それがどんな手段でなされていても構わない、その部分はブラックボックスになる、という事です。これまでは基本的に何をどうするか細かく指示する仕様発注でしたから透明性は高いものでした。性能発注では途中作業や業務の遂行についての検証がなおざりになりませんか？目には見えない手抜きが、何か事故やトラブルといった問題が起きてから発覚しても遅いのです。

6. 情報へのアクセスがしにくくなることへの懸念

市民は主権者として市に対して意見を言うことができます。水道事業を市が運営しているのなら、市民が市の水道経営に対して直接情報公開を求めたり、意見をしたり、経営にその意見を反映させたりするのは当然の事です。ですが、民間委託した時に市民の意向を水道事業に反映させる事は可能なのでしょうか？普通に考えて、市民が意見したり要望を出したりするのは市に対してするのが筋でしょう。市を通じて企業に要望を出す、つまり間接的になる。直接意見を反映させる事は難しそうです。間に市が入って間接的になる事で透明性も低くなる懸念があります。運営上の情報も、一次的には民間企業が持つものであれば、市民が市に情報公開請求をしてもさらにその情報を企業に対して求める事になり、少なくともワンクッション入るわけですからスムーズに情報開示されるかどうか懸念されます。また、市が持っている情報は基本的には全て市民の財産ですから、市民に公開されて然るべきですが、民間企業の持っている情報はどうでしょう？水道事業に限ってはそれが市民の財産だから全て市民に提供してくれという道理が通じるのでしょうか？企業秘密だとか経営上問題があるとかの理由をつけて開示されない懸念があります。現に、今回の包括的民間委託に至るまでにあったサウンディングの内容について情報公開を求めましたが企業に配慮するかたちで情報開示請求が却下されました。もちろん内容によりませんが、市でさえ情報を出してくれないのに一般企業が出してくれる事を期待できるのでしょうか？

7. 緊急対応が遅れることへの懸念

民間委託した場合、常駐する職員は何人くらい配置されるのでしょうか？経費削減という名の企業努力により、人数は絞られることでしょうか。削減された人数で緊急時の対応は大丈夫でしょうか？

また、包括的民間委託をした場合その業務の再委託や関連業務が、当該受託企業の関連企業やパートナー企業にシフトする事も考えられます。それらの企業がある場所は城陽市ですか？どこが受託するかは分かりませんが、例えば水道事業で有名な企業でも城陽に最寄の営業所はメタウォーターで大阪、栗田工業は滋賀栗東、ヴェオリアが大阪箕面、オルガノでやっと大津です。会社の所在地が城陽から離れているから直接現場での対応に遅れが出ると決めつける事はできませんが、少なくとも会社の所在地が近い方が緊急時の対応するのに有利であることは間違いないと思います。

8. 災害時の対応が後手になることへの懸念

上記と同様ですが、災害時にはより深刻な事態が想像されます。災害時には水道管の破損などで断水する事が予想され、その場合には一早い復旧や臨時の給水活動が期待されるわけです。さて、地震や水害といった昨今の災害で常に起こるのは想定外の事態です。中でも陥没隆起や浸水により道路が寸断する事で交通が途絶し、支援物資や救援の人員が即座に被災地に入れない、緊急時マニュアルが役に立たないといったケースが繰り返し起こっています。しかも、昨今話題になる南海トラフを震源とする地震では最悪の場合中部地方以西が全て被災地となる想定がされており、その被災規模は東日本大震災の10倍以上になるとの予測もあります。

その場合、一早い復旧活動はどの程度期待できるのでしょうか？包括的民間委託により市の技術職員はもはやいません。市に常駐する企業の職員も限られます。しかもその職員も城陽市の人間ではなく企業の指揮系統に属する人間ですから災害時でもまずは会社の指揮の元に動く事でしょう。災害時に一早い復旧を求めるような協定を結んだところで、道路が寸断していれば大阪から？滋賀から？なかなか人員は来ません。というか最悪の被害を考えればそんな遠方からの支援などほぼ不可能です。またその企業が水道事業を請け負っているのは城陽市だけではないはずです。南海トラフ地震の規模であれば西日本中でその企業に支援の要請があるでしょう。その中で城陽市が優先される理由など見出し難いものです。災害時の対応について協定を結んだとしても緊急時にそれがどれだけ意味をなすのか？懐疑的にならざるを得ません。

さらに、地下水源を減らし、府営水への依存度を高めていたらどうでしょう？

震災時の断水の原因の多くは水道管の破損断裂だと思います。常識的に考えて、府営水は遠くから水道管を引っ張ってこなくてはいけないわけですからその距離に比例して断水のリスクが高まります。地下水もポンプ不調などで止まったりするかもしれませんが、水源は足元にあるわけで、途中で何箇所も破断している府営水と比べれば復旧は早そうです。現に能登の震災では自己水のエリアは早々に復旧し、時間がかかったのは県営水のエリアだったと聞いています。

水源も、職員も、城陽市がちゃんと持っているからこそ非常時でも迅速な対応が期待できるものなのではないでしょうか。

9. 自己水が優先されない可能性への懸念

上記しましたが、企業の活動の目的は営利です。地下水は安価で利益が出にくい上に初期投資が必要です。短期の利益を求めがちな企業に府営水へシフトする圧力がかかる事は想像に難くありません。

また、これまでの市の水道行政への質疑応答の中でも、積極的に地下水を使っていこうという姿勢が感じられません。受託企業が地下水を低減し、府営水の割合を増やすプランを提示した時に、美味しく安全で安価な地下水を飲みたいという市民の意向を汲んで市がそれに反対の姿勢を示してくれるのか？懐疑的にならざるを得ません。

10. 再委託や関連業務などで地元業者が排除される懸念

包括的民間委託ですから委託の範囲は広がりますし、その権限も多くは委託先企業に移ります。委託先企業には関連企業や協力企業がありますから、そこへの再委託や業務提携もあるでしょう。市からの個別委託が大幅になくなる事で、地元業者が排除される結果にはならないでしょうか。

11. 今回のレベル 3.5 からレベル 4（コンセッション）に移行する懸念

国交省はウォーター PPP をコンセッション（レベル 4）に段階的に移行するものだ、と説明しています。これに対して城陽市はコンセッションの導入は予定していないとしています。確かに今は「予定していない」のでしょうか、でも今後は？

ウォーター P P P の特徴の一つは長期契約です。10 年の長期契約で時間が経った時に、状況が変わったからなどと言ってレベル 4 にしよう、という動きが出てきても不思議ではありません。

城陽市における包括的民間委託の懸念点（詳細）

※このドキュメントでは特に城陽市の包括的民間委託について、より具体的な部分を指摘していきたいと思えます

1. 料金が不当に決められる可能性についての懸念

10年間 43億円の委託費の客観的で透明性のある根拠となる内訳が公表されず、今後の増減の見通しなども説明されていません。PPP3.5導入に限定的に用件化された国庫補助金の具体的な内容と額も知らされていません。さらに水道料金を払う市民に、かかる委託費用からのメリットデメリットについての説明があって然るべきかと思えますが、それもあります。契約までに第三者の客観的で公正な監査が必要です。

事業契約書（案）20条「プロフィットシェア」では、あらかじめ比率で決めるのではなく「甲乙の協議」をするとさだめています。なぜでしょうか？プロフィットシェア事例を示し、議会、市民に必ず公開した上で契約に基準比率を明記しなければ、恣意的にプロフィットシェアがされるのではないか、という懸念もあります。

またプロフィットシェアについては要求水準書で「プロフィットシェア事業の実施に当たり、ライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することとする。技術革新や創意工夫により生まれたコスト削減分（プロフィット）については、市と受託事業者とでそれぞれの事案毎に別途協議の上シェアする。」となっています。技術革新や創意工夫は、あくまでも受託事業者に委ねられるものです。城陽市にそれを選択する主体性がなければ、コスト削減を優先するあまり、他社のより優位性のある技術等が採用されず結果としてユーザーである市民が、損害を被ることもありえます。

現在の個別委託ならば、コスト削減は市の収益になりますが、包括的民間委託の契約では受託事業社に利益が流れる事になりますので慎重さが求められます。

2. 経済困窮者への対応への懸念

市の福祉支援との適切な連携体制は整っているのでしょうか？開閉栓業務、未納対応業務、停水対応業務、市収入金の収納業務など市民対応は、生存権に直結する問題です。

3. クオリティ（水質や安全性）が蔑ろにされることへの懸念

現状の個別民間委託をしている業者のうち特に随意契約をしている業務について、PPP3.5 受託業者による再委託業者において現状以上の質が確保されるのか懸念されます。

例えば、第三浄水場発電機エンジン点検整備業務の委託先はヤンマーエネルギーシステム株式会社です。2024年の随意契約理由が「対象機器は、非常用電源の駆動用エンジン（ヤンマーディーゼル製）であり、点検整備に精通した相応の技術を要することから、機器メーカーのメンテナンス会社と随意契約する」（城陽市入札結果公表台帳）となっています。

相応の理由がある個別委託について、包括的民間委託でもそのクオリティは同等もしくはそれ以上に担保されるのでしょうか。

4. 人材、及び、知識や技術といった知的財産が流出することへの懸念

包括的民間委託導入後の水道部職員の大幅な減員は、市独自の人材育成計画があつての事でしょうか？

人が減るという事はその人が持っている知識や技術も同時に失うということですが、それをカバーするだけの育成計画は練られているのでしょうか？

5. 市が事業者の業務をきちんとチェックできるのか？という懸念

市によるモニタリング（監視、検証）体制の人員、質の確保と継続維持はなされるのでしょうか？

同時に市民へ内容（モニタリング会議の内容、費用に繋がる情報、市民の身近な水道としての安全性など）の情報公開はなされるのでしょうか？

第三者機関でのチェック体制も必要ですが明らかになっていません。

6. 情報へのアクセスがしにくくなることへの懸念

事故、故障等報告とその対応、検証の市民への広報などの情報公開の形がどうなるのか。窓口対応はどうなるのか。明らかになっていません。

7. 緊急対応が遅れることへの懸念

事業契約書（案）第 37 条「緊急時の対応計画」では、乙（受託業者）が緊急時対応計画書を策定し、甲（城陽市）の承諾を得なければならないとあります。乙が契約に無い業務内容に対して「迅速に対応」する場合、甲と乙で判断が分かれたり、連携の不備などで結果として市民に重大な悪影響を及ぼす可能性はないでしょうか？また、対応計画を受託業者が策定するのなら、顔の見える計画を立てる事は難しくなるのではないのでしょうか？

8. 災害時の対応が後手になることへの懸念

事業計画書（案）第 38 条「緊急時等の指揮系統及び費用負担」では、甲の介入が必要であると認めた時は、直ちに乙の（統括責任者）に通知する、統括責任者は甲の直接の指揮監督に服し、乙および、その委託先は統括責任者を通じ、甲の指示に従わなければいけない、とあります。災害対策では市の職員が指揮命令し、責任をもって迅速に対応することが求められます。しかしこの時に受託業者側で適切に人員が招集されるとは限りません。市の側も、PPP3.5 導入によって水道部職員が減員されるわけですから、市の指揮命令下での災害対策基本計画、応急対策マニュアル、緊急時応援協定などの実際の運用に添って人員配置ができるのでしょうか。日頃からの市の職員の対応力を育成する対策や、人事異動の配慮など市の責任と覚悟を市民へ示すことが、市民に安心を与え災害時の市民も含めた協力体制ができると考えます。

9. 自己水が優先されない可能性への懸念

PPP 受託業者は、水の 80%以上が地下水を利用した城陽市の水道事業が市民の宝として育まれてきた事、市民の多くがこの安心安全でおいしく安価な水道の継続を願っている事を理解した上で、現状同等以上の維持管理をし、最大限市民の意に添った更新計画案を提案してくれるのかどうか、不安なところです。

また、PPP3.5 事業開始後に新しい城陽市水道ビジョンが策定されますし、国や府によって広域的連携方針が具体化される事も想定され、流動的な情勢です。

将来の城陽市の事業計画案が市民に知らされない中で、「維持管理と更新の一体マネジメント」「性能発注」をすすめる事は、自己水が優先されない可能性を容認する事になります。

10. 再委託や関連業務などで地元業者が排除される懸念

これまで城陽市の水道事業を支えてくれていた業者さんへの丁寧な説明はされたのでしょうか？

10年間という長い契約期間の間、地元業者さんと、PPP3.5受託業者はどのように関係を維持していくのか、それともしないのか。市がどのようにPPP3.5受託事業者に要求し、契約するのか不明のままです。

11. 今回のレベル3.5からレベル4（コンセッション）に移行する懸念

国による補助について、国土交通省がPPPレベル3.5からレベル4コンセッション方式への移行を条件化する可能性はないのでしょうか？その場合、市はレベル4を拒否し、PPP3.5事業契約途中での解約などを想定しているのでしょうか？それともPPP3.5を継続するのでしょうか。市の姿勢がわかりません。